

【出前授業 謝金のお支払いに関して】

2026 年 10 月 7 日

東京都米穀小売商業組合 事務局

いつも出前授業にご協力いただき、ありがとうございます。

出前授業の謝金お支払いに関して、ご案内申し上げます。

令和 8 年度の出前授業の謝金支払い対象は、【2026 年 12 月 31 日まで】に実施のものになります。

併せて、報告書の提出期限は【2027 年 1 月 15 日必着】となります。

東京都の補助金を受けてお支払いしている出前授業の謝金ですが、

今年度は資材の新調もあり、予算の関係上回数が極端に多い場合は

全額お支払いできない可能性がございます。

つきましては、今後申請予定の方で凡その実施回数がわかる方は、

先に個別に東米商事事務局までメールにてご連絡をお願いいたします。

(メールアドレス：info@tobeisho.com)

予算上限に達した場合、すべての回数分の謝金お支払いが叶わない場合もございますので

大変恐れ入りますがご了承くださいませ。何卒よろしくお願い申し上げます。

以上